

# 平成筑豊鉄道観光列車料理提供業務

## 委託仕様書

### 1 委託業務の名称

平成筑豊鉄道観光列車料理提供業務

### 2 趣旨

本仕様書は、平成筑豊鉄道推進協議会（以下「推進協」という。）が実施する「平成筑豊鉄道観光列車（仮称）」での料理提供業務を委託する事業者（以下「受託者」という。）の選定にあたり、その取扱いや実施すべき内容について定めるものである。

### 3 観光列車の運行概要

- ・使用する車両は、平成筑豊鉄道の所有する車両2両。
- ・車両デザインは、水戸岡鋭治氏。
- ・2両編成で運行し、乗車定員は、1運行あたり48人を上限とする予定。
- ・土日祝日に1日1回運行を予定。（年間120日程度を予定）
- ・車内で、沿線の農林水産物を活用した食事を提供。運行開始～31年度は、フランス料理ランチ（5品）を予定。

### 4 委託業務の内容

#### （1）料理業務

##### ①調理

平成筑豊鉄道推進協議会が別途委託する料理監修者の考案したレシピに基づき、平成筑豊鉄道沿線地域（直方鞍手・田川・京築地域）で生産された農林水産物を使用して、自店内で調理すること。

なお、使用する食材は料理監修者のレシピに従うこと。

##### ②観光列車への料理盛り付けスタッフの派遣

観光列車運行日に、列車内のキッチンで盛り付け等を行うスタッフを、必要な人数（最低1名以上）を派遣すること。

##### ③食器管理

盛り付けを行って納品する料理がある場合には、使用する食器類の管理を行うこと。なお、その際に使用する食器は、推進協から貸与し、使用後の洗浄は別途委託するサービス提供業者が行う。

## (2) 配送業務

運行日当日に、積み込み駅（金田駅（福智町）を予定）へ料理を配送すること。

## 5 委託条件

### (1) 委託期間

契約締結の日から平成31年6月まで。ただし、平成32年3月末日まで契約を更新する場合がある。

※年度ごとに単年度で契約書を取り交わすこととする。（平成30年度は、契約締結の日から平成31年3月31日まで。平成31年度は平成31年4月1日から平成31年6月30日まで。）

### (2) 委託料

1食5,000円（消費税含む）に乗車人数を乗じた額を支払う。

この代金には、人件費、材料費、調理費、光熱水費、配送費、消費税その他委託業務を実施する上で必要となる経費を含む。

### (3) 契約保証金

360,000円

（委託料×乗車見込人員×契約期間の運行予定日数で算出された額の百分の十）

### (4) 適切な人員配置

本業務を実施するうえで必要十分な人員を確保・配置すること。なお、本業務の実施にかかる責任者について、推進協へ報告すること。

## 6 契約の終了、解除、一時停止等について

本契約は5（1）に定める委託期間の満了によるほか、次の（1）または（2）に掲げる事項により、別途、推進協と協議して定める日をもって終了する。なお、本契約の期間満了の際は、推進協と協議の上、本契約を更新することが出来る。

### (1) 推進協の車両賃貸契約の終了による本契約の終了

推進協と平成筑豊鉄道株式会社との車両賃貸契約が解約、解除その他の事由により終了した時は、本契約は終了する。

### (2) 天災等による本契約の一時停止

天災、火災、その他の事故により、平成筑豊鉄道による観光列車の運行が不可能となったときは、本契約は一時停止する。

### (3) 推進協は、受託者が次のいずれかに該当し、本業務の実施に支障があると判断した場合は、相当の期間を定めて是正を要請し、この要請に応じない時は、本契約を解除

することができる。

①受託者が各種法令及び本契約等の規定に違反したとき

②受託者が公序良俗に反する又は社会的信用を損なうおそれのある行為をしたとき

(4) 5 (3) の契約保証金は、本契約が終了したときは、受託者に返還する。ただし、前項により本契約満了前に解除した場合は、この契約保証金は推進協に帰属するものとする。

この場合、推進協に対する損害賠償の一部とみなさない。

## 7 特記事項

- (1) 自店内に、観光列車に提供する料理の仕込みを行うスペースを確保すること。
- (2) 料理監修者の考案したレシピに基づき調理するために必要な調理器具を置くスペースを確保すること。
- (3) 料理監修者が必要と判断した場合には、料理監修者が指定する者1名を、調理指導者として委託期間中、受け入れ、調理指導者と共同で調理すること。なお、調理指導者の人件費については、受託者は負担する必要はない。
- (4) 業務上知り得た情報を漏洩してはならない。当該業務の終了後又は解除後においても同様とする。

## 8 その他

本仕様書の内容については、やむを得ない状況等により、推進協と受託者の協議の上、見直す場合がある。